

第1章 総 則

1.1 適用範囲

この指針は、鋼構造物の架設における計画、設計および施工に適用する。

【解 説】 この指針は、標準的な鋼構造物の架設における本体構造物、仮設構造物、架設用機械、器具等の計画、設計および施工に対する一般的な指針を示したものである。

この指針の適用対象としている構造物、架設条件、仮設構造物および架設機械はきわめて多様性に富むために、指針の規定がすべてそれらを適切に包含しているとは限らない。したがって、この指針の適用にあたっては個々の仮設構造物の特徴、作業条件、架設機械などを十分に調査し、この指針の規定の本来の趣旨を考慮して、柔軟かつ適切な運用がなされる必要がある。

架設される鋼構造物の規模が特に大きい場合、通常行われていない特殊な架設工法による場合、あるいは架設の自然条件が一般的でない場合には、十分な調査を行って、その結果に基づいて架設の計画、設計および施工を行う必要がある。

構造物、架設機械および架設施工が技術基準として、他に定められている場合およびこの指針に示されていない事項で、他の法令、基準、示方書、指針等で定められているものは該当するものによることとする。

以下に、一般的に用いられている技術基準等を列挙する。

- (1) 道路橋示方書（日本道路協会）
- (2) 鉄道構造物等設計標準（鉄道総合技術研究所）
- (3) クレーン等各構造規格（厚生労働省）
- (4) クレーン等安全規則（厚生労働省）
- (5) 労働安全衛生法および同規則（厚生労働省）
- (6) 鋼構造設計規準（日本建築学会）
- (7) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (8) プレストレストコンクリート工法設計施工指針（土木学会）
- (9) グラウンドアンカー設計・施工基準（地盤工学会）
- (10) 鋼道路橋施工便覧（日本道路協会）

1.2 用語の定義

本体構造物：架設される鋼構造物本体の全部または一部をいう。

仮設構造物：本体構造物を架設するために必要な仮設の構造物をいう。

架設機材：本体構造物および仮設構造物を架設する機械および器具をいう。